

# ○川口市工事検査規則

昭和41年5月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市が発注する工事（以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査（完成した工事について行う検査をいう。以下同じ。）
- (2) 出来高検査（工事の既成部分について部分払をしようとするときに行う検査をいう。以下同じ。）
- (3) 中間検査（工事の施工中において随時行う検査をいう。以下同じ。）
- (4) 指定部分等検査（指定部分に係る工事の完了について行う検査及び工事の中止、請負契約の解除等があった場合において既成部分について行う検査をいう。以下同じ。）

(検査の執行)

第3条 工事の検査は、次の区分により執行する。

- (1) 1件の当初請負代金額が5,000,000円を超える工事  
総務部検査室（以下「検査室」という。）
- (2) 1件の当初請負代金額が5,000,000円以下の工事  
工事主管部

2 前項の区分にかかわらず、市長が指定する工事については、工事主管部が工事の

検査を執行する。

(検査員)

第4条 工事の検査は、市長が命ずる検査員が行う。

- 2 各工事の検査に当たる検査員は、検査室が執行する工事の検査にあつては総務部長が、工事主管部が執行する工事の検査にあつては工事主管部長が指名する。

(契約書類の送付等)

第5条 理財部契約課長（以下「契約課長」という。）は、工事の請負契約を締結したときは、速やかに契約書類を検査室が検査を執行する工事にあつては総務部検査室長（以下「検査室長」という。）に、工事主管部が検査を執行する工事にあつては工事主管課長にそれぞれ送付するものとする。

- 2 検査室長又は工事主管課長は、前項の規定により送付を受けたときは、これを検査員に閲覧させ、完成検査完了後、契約課長に返却するものとする。

(検査の方法)

第6条 工事の検査（検査室が執行するものに限る。第13条を除き以下同じ。）は、市長が別に定めるところにより、建設工事請負契約書、設計図書その他の関係書類と対照して行うものとする。

- 2 明視できない部分がある場合又は計測が困難な場合は、工事写真その他の関係資料により出来形寸法及び施工状態を確認するものとする。
- 3 工事の検査で、特に必要があると認めるときは、一部を取り壊して検査をすることができる。

(検査の立会い)

第7条 工事の検査には、監督員及び受注者は、立ち会わなければならない。

(検査の中止)

第8条 検査員は、工事の検査の際受注者等が検査員の指示に従わず、又は工事の検査の執行を妨害したときは、工事の検査を中止し、直ちに検査室長又は工事主管課長に報告しなければならない。

(検査の手続)

第9条 工事主管部長は、検査室が検査を執行する工事において、受注者から工事の完成通知書の提出若しくは部分払の請求があったとき、又は中間検査若しくは指定部分等検査を必要と認めたときは、速やかに当該工事を確認のうえ、様式第1号の検査書を総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による提出があったときは、様式第1号の検査書により検査日時等を工事主管部長に通知しなければならない。

3 総務部長は、自ら中間検査を必要と認めたときは、様式第2号の通知書により工事主管部長に通知しなければならない。

(書類の提出等)

第10条 総務部長は、工事の検査について特に必要と認めるときは、工事主管部長に対して関係書類の提出又は意見を求めることができる。

(契約に違反する場合の措置)

第11条 総務部長は、工事の検査の結果契約条項に違反するものがあると認めるときは、様式第3号の指示書により修補又は改造を工事主管部長に指示しなければならない。

- 2 工事主管部長は、前項の規定により指示を受けたときは、直ちに受注者に対し期日を指定して修補又は改造を請求しなければならない。
- 3 総務部長は、前項の規定による修補又は改造が完了したときは、工事主管部長から様式第3号の報告書を徴し、速やかに当該部分の再検査を検査員に行わせなければならない。ただし、軽微な修補については再検査を省略することができる。

(検査結果の報告及び通知等)

第12条 総務部長は、出来高検査又は中間検査を完了したときは、その結果を様式第4号の報告書により市長に報告するとともに、様式第5号の通知書を工事主管部長に送付しなければならない。

2 総務部長は、指定部分等検査を完了したときは、その結果を様式第6号の報告書により市長に報告するとともに、様式第7号の通知書を工事主管部長及び理財部長に送付しなければならない。

3 総務部長は、完成検査を完了したときは、その結果を様式第8号の報告書により市長に報告するとともに、様式第9号の通知書を工事主管部長及び理財部長に送付しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により報告を受けたときは、様式第10号の通知書により当該指定部分等検査の結果を受注者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による報告を受けたときは、様式第11号の通知書により当該完成検査の結果を受注者に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた者は、当該完成検査の結果について疑義があるときは、書面により、通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して説明を求めることができる。

(公表)

第12条の2 市長は、完成検査の結果について、別に定めるところにより、公表するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、工事主管部が執行する工事の検査の手続その他工事の検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条の次に1条を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の川口市工事検査規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に請負契約を締結した工事の検査について適用し、同日前に請負契約を締結した工事の検査については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条の2の規定は、令和4年4月1日以後に請負契約を締結した工事の検査について適用する。

附 則（令和3年3月29日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第24号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。